

米国OFAC規制に関する留意点について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に通貨の母国である米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けます。本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、下表のようなお取引は弊行ではお取り扱いができませんので、外国為替取引を行うお客さまにおかれましては、これらに該当しないお取引であることに十分にご留意・ご確認頂いた上で、ご依頼頂きますようお願い申し上げます。

OFAC規制上の理由により、弊行でお取り扱いができないお取引(2020年2月現在)

<p>● 以下の①、②いずれかに該当する、米ドル建のお取引</p> <p>① お取引の当事者(注)の所在地・関係国・関係地等に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域が含まれている場合</p> <p>② 米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引</p> <p>(注)お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行、船会社、航空会社、輸送船、航空機、荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)等を指します。 また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。</p>
<p>● 米ドル建以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引</p> <p>米国金融機関(在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む)、米国人(米国外の米国籍の法人を含む)、米国人、米国内に所在する者(米国内の外国法人・外国人を含む)が関与するお取引</p>

※あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページにて、ご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

なお、お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼頂いたお取引が OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、弊行よりお取引内容を確認させて頂き、その結果によっては、弊行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。また、お取引内容の確認については、米国金融機関が独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力をお願い致します。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応を頂く必要がございますので、予めご承知置きください。